

屋外広告業登録の手引き

松江市

松江市で屋外広告業を営む場合は、
松江市への登録が必要です

1. 屋外広告業を営む場合は登録が必要

平成30年4月に松江市が中核市に移行したことに伴い、松江市内で屋外広告業を営む場合は、松江市に登録が必要になりました。島根県に登録をしている方も、一部の経過措置を除いて特例制度は設けていませんので、ご注意ください。（「9. 経過措置期間について」P.12参照）。

松江市以外の島根県内の自治体での屋外広告業については、これまでどおり島根県への登録が必要です。

※ご注意ください

【島根県内で屋外広告業を営む（屋外広告物の設置などを請け負う）場合の登録先】

松江市内 → 松江市

松江市以外の自治体 → 島根県

必要があれば両方に登録してください。

2. 登録には申請が必要

屋外広告業登録申請書に所定の必要書類（「6. 登録申請に必要な書類」参照）を添えて提出してください。

登録手数料として10,000円が必要になります。松江市の場合は申請書提出後に納入通知書を送りますので、金融機関でお支払いいただき、松江市が納金を確認した後に登録通知を送付します。

※ご注意ください

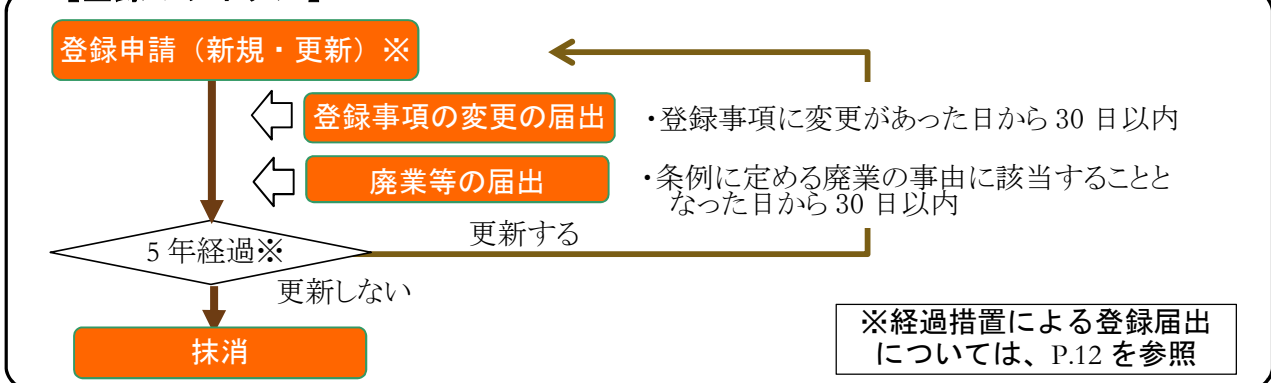
松江市の登録手数料の納付方法は収入証紙ではありません。

3. 登録の有効期間は5年間

登録の期間は5年と定められており、登録期間満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、更新登録申請が必要です。

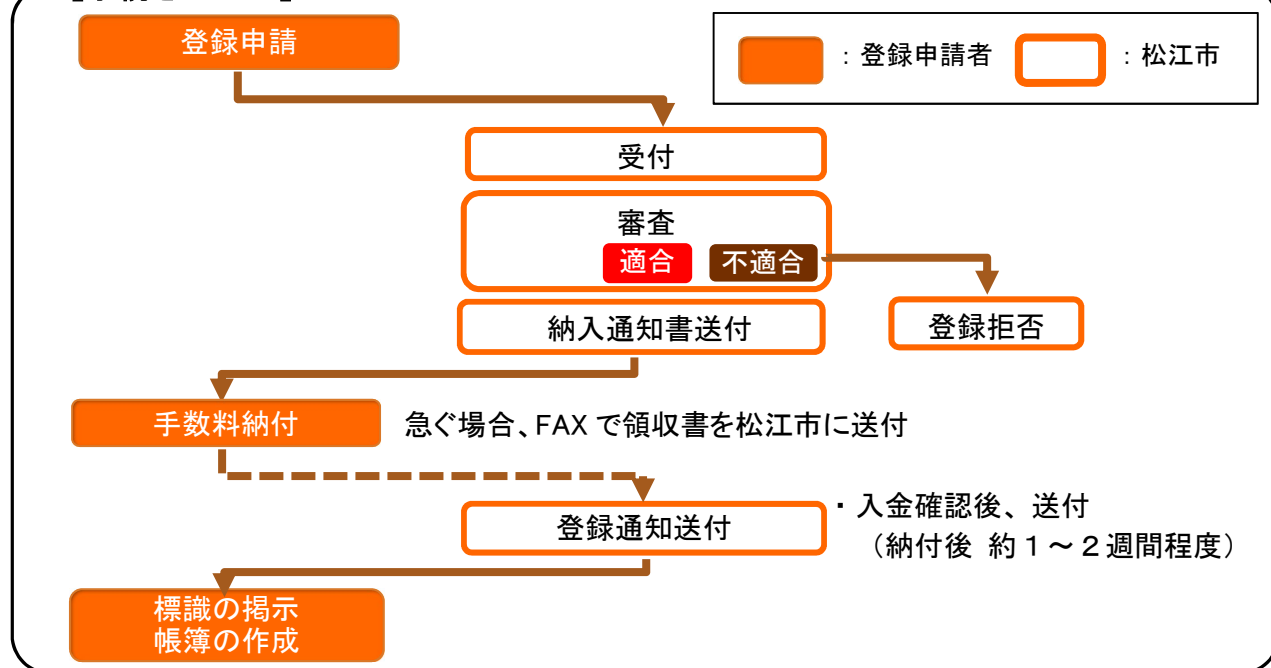
4. 登録手続きについて

【登録のサイクル】



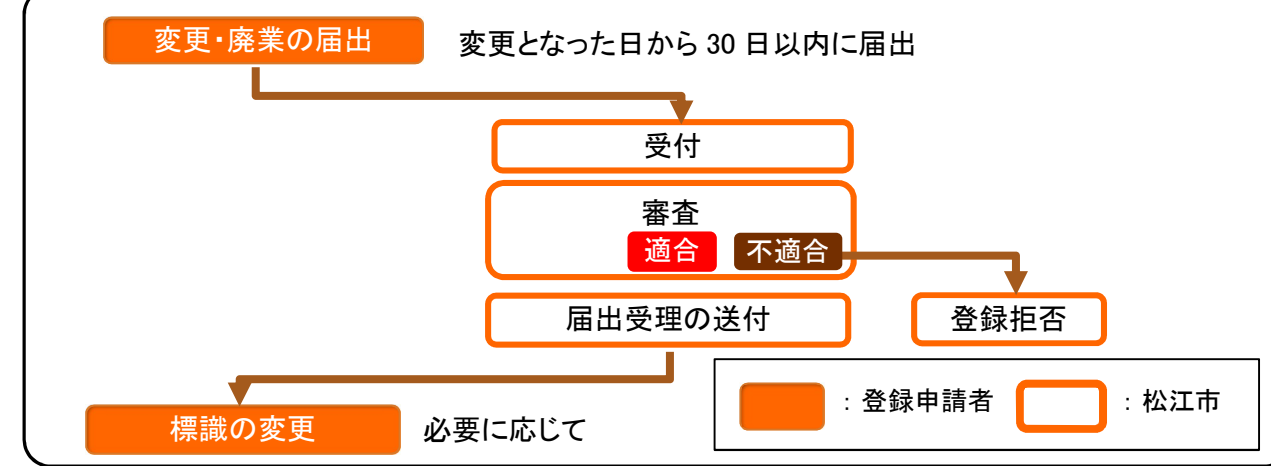
【新規・更新】

【手続きフロー】



【変更・廃業】

【手続きフロー】



5. 登録申請に必要な書類

※登録届出(経過措置)の場合は、届出書(P.10)のみで添付書類不要

◎部数：2部（正・副各1部）※副本用の添付書類は写しでも可

書 類		法人	個人
屋外広告業登録申請書（様式第19号 P.5参照）		○	○
誓約書（様式第20号 P.7参照）		○	○
履歴事項全部証明書（法人登記簿のことで、6ヶ月以内に発行されたもの）※1		○	—
住民票 ・6ヶ月以内に発行されたもの ・本人のみ記載のもので可 ・「本籍」、「世帯主」、「筆頭者」、 「続柄」の記載を省略したもので可。 ・マイナンバーは不要 ※1	申請者	—	○
	役員（代表者含む 監査役を除く）	○	—
	未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）※2	—	○
	業務主任者	○	○
略歴書（様式第21号 P.7参照）	申請者	—	○
	役員（代表者含む 監査役を除く）	○	—
	未成年者の法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）※2	—	○
未成年者の法定代理人（法人）の履歴事項全部証明書（いわゆる法人登記簿のことで、6ヶ月以内に発行されたもの）※1		—	○
業務主任者の資格を証する書面		○	○

※1：履歴事項全部証明書及び住民票は、正本には原本を添付してください。

※2：申請者が、屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合

6. 業務主任者の選任

屋外広告業者は営業所ごとに業務主任者を選任し、次の業務を行わせる必要があります。業務主任者を選任していなければ、登録することはできません。

【業務主任者となることができる要件】

- ①屋外広告士
- ②都道府県、政令市、中核市が行う講習会の修了者
- ③広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

【業務主任者の職務】

- ①条例その他屋外広告物に関する法令の規定の遵守に関すること
- ②屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他これらに係る安全の確保に関すること
- ③条例第40条に規定する帳簿の記載に関すること
- ④業務の適正な実施の確保に関すること

※ご注意ください

業務主任は、その営業所に勤務実態がないと認められません。
添付書類の業務主任の住民票は、通勤可能かどうかを判断するためのものです。
住民票で判断できない場合は、補足資料を添付してください。

7. 登録後に行う事務

【登録後の屋外広告業者の義務】

①標識（様式第31号）の掲示

営業所ごとに、規則に定める標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

②帳簿の作成

広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに、規則に定める項目を記載した帳簿を作成し、営業所に備えておかなければなりません。この帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

なお、この帳簿の作成・保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等の電磁的記録により行うことができます。この場合、必要に応じて記録された事項を出力することができるようにしておかなければなりません。

③登録事項の変更の届出

登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、市長に届け出なければなりません。

④廃業等の届出

屋外広告業者を廃止した場合などは、廃業日などから30日以内に屋外広告業廃業等届で届け出なければなりません。

様式第31号(第30条関係)「屋外広告業登録票」

| ← 40センチメートル以上 → |

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合、代表者の氏名	更新の場合は、更新登録番号及び更新年月日を入れる。
登録番号	松江市屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	

↑
35
センチ
メートル
以上
↓

※営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示してください。

8. 記載方法

【登録申請に必要な書類】

様式第19号(第23条関係)

提出は2部(正本・副本)

(表面)

屋外広告業登録申請書

(あて先) 松江市長

年 月 日

申請者の氏名、住所
(法人の場合は法人名、代表者名、
本社等主たる事務所の所在地)

住所
申請者
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名)
電話番号

いずれか該当するものに○

屋外広告業の登録を受けたいので、松江市屋外広告物条例第29条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規	※登録番号	松江市屋外広告業登録第	号
	2 更新	※登録年月日	年 月 日	
法人・個人の別	1 法人	2 個人		
フリガナ 氏名 (法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名)				
住所 (法人にあつては、 主たる事務所の 所在地)	〒			
				電話番号
1 松江市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地	電話番号	

氏名・住所が、申請者と
同じであれば「同上」と
記載

電話番号

いずれか該当するものに○

「更新」の場合に記入

○松江市を営業エリアとして営業を行う営業所をすべて記入
・営業所の所在地が松江市内か否かは問いません。
・市外にある営業所であっても、松江市の営業を担当する場合は記入
・「営業所」とは、広告物の表示、設置に関して常時請負契約を締結する等営業の中心となる事務所を言い、単なる作業所、連絡事務所等は該当しません。
(次項と合わせて別紙一覧表での添付可)

(裏面)

2 業務主任者の所属する営業所の名称、氏名、資格の名称	所属営業所の名称	フリガナ 氏 名	資格の名称
	<p>業務主任者は、前項で記入した営業所ごとに記入してください。 資格の名称は①～③から選んで記入してください。</p> <p>①屋外広告士 ②都道府県、政令市、中核市が行う講習会の修了者 ③広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者</p> <p>(前項と合わせて別紙一覧表での添付可)</p>		
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
	<p>・役員全員(代表者以外の役員も含む)の役職名と氏名を記入 ・監査役は役員に含まれません。</p> <p>(別紙一覧表での添付可)</p>		
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	フリガナ 氏 名 〔法人にあっては、商号又は名称、代表者の氏名〕		登録申請者が未成年者である場合は記入してください。
	住 所 〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕	〒 電話番号	
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
	<p>未成年者の法定代理人が法人である場合は記入してください。</p>		
6 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	<p>他の都道府県等で屋外広告業の登録を受けている場合に記入してください。(別紙一覧表での添付可)</p>		

備考

- ※印欄は、新規登録の場合には、記入しないこと。
- 「登録の種類」欄及び「法人・個人の別」欄については、いずれか該当する番号を○で囲むこと。
- 記入欄が不足する場合は、別紙に記入すること。

誓約書 法人であれば、法人の代表者の氏名で作成

年 月 日

(あて先) 松江市長

住所
申請者
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

申請者及び法定代理人（これらの者が法人である場合にあつては、その役員を含む。）は、松江市屋外広告物条例第32条第1項各号に該当しないことを誓約します。

松江市屋外広告物条例(抜粋)

(登録の拒否)
第32条 略

略歴書 ○1人ずつ作成
・個人の場合は申請者本人
・法人の場合は法人の役員、法定代理人、
法定代理人(法人)の役員

(申請者本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員)

住 所	〒	電話番号 電話番号は、確実に連絡のつく番号を記入してください。	
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	
略 歴	期間	職務内容又は業務内容	
	自 年月日 至 年月日		
賞 罰	年月日	賞罰の内容	
		屋外広告業に関する行政処分等の賞罰について記入してください。	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			氏名

備考 「申請者本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員」欄については、いずれか該当するものを○で囲むこと。

【変更届に必要な書類】 様式第 24 号 : P. 9 参照

変更事項	書 類
法人の屋外広告業者の名称、所在地	屋外広告業登録事項変更届(様式第 24 号)
	履歴事項全部証明書(いわゆる法人登記簿のこと)
個人の屋外広告業者の氏名、住所	屋外広告業登録事項変更届(様式第 24 号)
	住民票(本人のみ記載のもので可。「本籍」、「世帯主」、「筆頭者」、「続柄」の記載を省略したもので可)
松江市の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地	屋外広告業登録事項変更届(様式第 24 号)
	履歴事項全部証明書(法人で商業登記の変更を必要とする場合)
松江市の区域内で営業を行う営業所の追加	屋外広告業登録事項変更届(様式第 24 号)
	履歴事項全部証明書(法人で商業登記の変更を必要とする場合)
	業務主任者の住民票 (本人のみ記載のもので可。「本籍」、「世帯主」、「筆頭者」「続柄」の記載を省略した物で可)
	業務主任者の資格を証する書面
松江市の区域内で営業を行う営業所の減少	屋外広告業登録事項変更届(様式第 24 号)
法人の役員(代表者含む)の氏名	屋外広告業登録事項変更届(様式第 24 号)
	履歴事項全部証明書
	誓約書(様式第 20 号)(代表取締役名で作成し、1 部提出する事。役員の減少のみの場合でも提出必要)
	変更のあった役員の住民票 (本人のみ記載のもので可。「本籍」、「世帯主」、「筆頭者」、「続柄」の記載を省略したもので可) (役員でなくなる者については不要)
	変更のあった役員の略歴書(様式第 21 号)(役員でなくなるものについては不要)
未成年者(※1)の法定代理人の氏名、住所	屋外広告業登録事項変更届(様式第 24 号)
	誓約書(様式第 20 号)
	変更のあった法定代理人の住民票 本人のみ記載のもので可。「本籍」、「世帯主」、「筆頭者」、「続柄」の記載を省略したもので可
	変更のあった法定代理人の略歴書(様式第 21 号)
業務主任者の氏名、所属営業所の名称	屋外広告業登録事項変更届(様式第 24 号)
	変更のあった業務主任者の住民票 (本人のみ記載のもので可。「本籍」、「世帯主」、「筆頭者」「続柄」の記載を省略した物で可)
	変更のあった業務主任者の資格を証する書面

※1 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合

【変更の届出に必要な書類】

様式第 24 号(第 26 条関係)

屋外広告業登録事項変更届

提出年月日
令和 年 月 日

変更届は 1 部(正本)

(あて先) 松江市長

届出者の氏名、住所(法人の場合は、法人名、代表者名、本社等主たる事務所の所在地)

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
商号又は名称及び代表者の氏名
電話番号

屋外広告業の登録事項に変更があつたので、松江市屋外広告物条例第 33 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

登録番号	松江市屋外広告業登録 第〇〇〇号		
登録年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
変更事由	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
(例) 所在地および商号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社	□□府□□市 □□町□□番地 □□株式会社	令和□年□月□日 (履歴事項全部証明書の届出日付)

項目が多い場合、別紙一覧表での添付可

備考

- 1 変更後 30 日以内に届け出ること。
- 2 商号、名称、氏名、住所、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更の場合は、法人にあつては登記事項証明書を、個人にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付すること。
- 3 営業所の名称又は所在地の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)の場合は、登記事項証明書を添付すること。
- 4 法人の役員の氏名の変更の場合は、誓約書、登記事項証明書、新役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書を添付すること。
- 5 未成年者の法定代理人の変更の場合は、誓約書、法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書並びに法人である場合にあつては、その登記事項証明書を添付すること。
- 6 業務主任者の変更の場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその資格を証する書面を添付すること。

【登録届出（経過措置）に必要な書類】

附則別記様式(附則第2項関係)

提出は2部(正本・副本)

(表面)

屋外広告業登録届出書

年 月 日

(あて先)松江市長

届出者
住所
氏名
電話番号

届出者の氏名、住所
(法人の場合は、法人名、代表者名、本社等主たる事務所の所在地)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告業の登録を受けたいので、松江市屋外広告物条例附則第2項の規定により、次のとおり届出ます。

登録番号	島根県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
法人・個人の別	1 法人 2 個人		
フリガナ 氏名 〔 法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名 〕	〒		
住所 〔 法人にあつては、 主たる事務所の 所在地 〕	電話番号		
1 松江市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地	電話番号
	<p>○松江市を営業エリアとして営業を行う営業所をすべて記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の所在地が松江市内か否かは問いません。 ・市外にある営業所であっても、松江市の営業を担当する場合は記入 ・「営業所」とは、広告物の表示、設置に関して常時請負契約を締結する等営業の中心となる事務所を言い、単なる作業所、連絡事務所等は該当しません。 <p>(次項と合わせて別紙一覧表での添付可)</p>		

(裏面)

2 業務主任者の所属する営業所の名称、氏名、資格の名称	所属営業所の名称	フリガナ氏名	資格の名称
	業務主任者は、前項で記入した営業所ごとに記入してください。 資格の名称は①～③から選んで記入してください。 ①屋外広告士 ②都道府県、政令市、中核市が行う講習会の修了者 ③広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検 定合格者、職業訓練修了者 (前項と合わせて別紙一覧表での添付可)		
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名	職名		フリガナ氏名
	・役員全員(代表者以外の役員も含む)の役職名と氏名を記入 ・監査役は役員に含まれません。 (別紙一覧表での添付可)		
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所 登録申請者が未成年の場合、記入	フリガナ氏名 〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名〕		
	住所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	〒 電話番号	
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職名		フリガナ氏名
	未成年者の法定代理人が法人である場合、記入		
6 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
	他の都道府県等で屋外広告業の登録を受けている場合、記入 (別紙一覧表での添付可)		

備考

- 1 「法人・個人の別」欄については、いずれかに該当する番号を○で囲むこと。
- 2 記入欄が不足する場合は、別紙に記入すること。

9. 経過措置期間について

平成 30 年 3 月 31 日以前から島根県知事の登録を受けていた方は、平成 30 年 4 月 1 日現在の島根県の登録有効期間が満了するまでの間は、届出をすれば、松江市に登録があったものとしてみなし、その場合の登録有効期間は県の登録有効期間満了までです。（届出書は P. 10 参照）

※ご注意ください

- 平成 30 年 4 月 1 日以降に島根県に登録した方（更新登録を含む）は経過措置の対象外です。
- 経過措置による登録をした方も特例は初回のみで、有効期間の満了に伴う更新には通常の登録申請が必要です。（添付書類、手数料が必要）

10. 罰則等

【登録の拒否】

登録を取り消された日から 2 年を経過していない方、営業停止を命じられ、その停止期間が経過していない方、業務主任者を選任していない場合などは、登録が拒否されます。

【登録の取消・営業停止命令、罰則】

①登録の取消・営業停止命令

不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合は、登録を取り消すか、6 ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部または一部の停止を命じられることがあります。

②罰則

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。

例) 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 ⇒ 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

[問い合わせ先・申請書等提出先]

〒690-8540 松江市末次町 86

松江市 都市整備部 都市政策課 景観政策係

TEL: (0852) 55-5387

FAX: (0852) 55-5552

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/okugaiindex/>

または松江市ホームページ>暮らしのガイド>まちづくり>景観・屋外広告物>屋外広告物について

E-mail: keikan@city.matsue.lg.jp